

新型インフルエンザ専門家会議の進め方について（案）

1 今後、閣僚級会合において決定される行動計画の改定版を踏まえて、各作業班において、ガイドラインの見直し等に関し、専門的立場からの検討を行う。

2 各作業班が担当するガイドラインは以下のとおりとする。

【公衆衛生対策作業班】

水際対策に関するガイドライン

検疫に関するガイドライン

感染拡大防止に関するガイドライン

サーベイランスに関するガイドライン

事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン

個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン

埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

【ワクチン作業班】

ワクチン接種に関するガイドライン

【医療体制作業班】

医療体制に関するガイドライン

抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

【広報・リスクコミュニケーション作業班】

情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドライン

（注） ガイドラインの構成は、今後、変更の可能性がある。

3 専門家会議では、作業班での検討結果や、関係省庁での検討日程等を踏まえて、専門家会議としての見直し意見を逐次取りまとめ、厚生労働省に報告する。

4 検討スケジュールについては、内閣官房と協議の上、今後、調整する。

（注） ガイドラインについては、最終的には関係省庁対策会議（局長級）において決定するものであり、専門家会議の見直し意見の全てが反映されるものではない。